



水道料金改定のお知らせ

水道料金を令和4年5月ご請求分(4月ご使用分)から改定(引き上げ)させていただきます。**[平均で23%の改定]**

① 1カ月の新料金表 (税込)

口径	基本料金	従量料金 1㎡あたり (円)					
		第一段階 10㎡以下	第二段階 11~20㎡以下	第三段階 21~40㎡以下	第四段階 41~60㎡以下	第五段階 61~100㎡以下	第六段階 100㎡超え
13mm	1,716						
20mm	1,881						
25mm	3,025						
30mm	4,488						
40mm	8,085	27.5	242	308	363	407	418
50mm	12,837						
75mm	30,635						
100mm	55,440						
150mm	132,000						
臨時用		使用水量1㎡まで770円		超過料金 (使用水量1㎡につき)770円			

水道料金の計算のしかた

◎一般家庭でメーター口径20mmで16㎡の上水道を使用した場合は次のようになります。

基本料金 1,881円 + 従量料金 275円① + 1,452円② = 合計額 3,608円 (税込)

メーター口径20mm

【従量料金内訳】
 従量料金10㎡以下 27.5円/㎡×10㎡ (使用分) = 275円 …①
 従量料金11~20㎡ 242円/㎡×6㎡ (使用分) = 1,452円 …②

ご請求額 3,608円 (税込)

② 「上下水道使用量・料金のお知らせ」の見方

ア メーターの口径

イ 今回ご使用水量

アと**イ**を用いて、水道料金早見表で料金を確認できます。

▼早見表はホームページに記載しています。



ウ 水道料金

エ 下水道使用料
(改定はありません)

※右図はイメージです。

上下水道使用量・料金のお知らせ

お客様番号	
今回指針	㎡
前回指針	㎡
旧メーター使用水量	㎡
今回ご使用水量	㎡
水道料金	円
汚水排除量	㎡
下水道使用料	円
請求予定金額	円
(うち消費税等相当額)	円
口径	メーター番号

上下水道料金口座振替領収通知書

③ 料金改定の背景

1. 水道施設の老朽化

高度経済成長期からバブル経済崩壊期にかけ集中的に整備された配水場や水道管等の水道施設の老朽化が進み、更新需要が急速に高まっています。さらに、近年懸念されている大規模災害の発生に備えるためにも水道施設の耐震化を進めなければなりません。また、少子高齢化が進む中、水需要の減少および水道料金の収入減少が予測されます。こうした状況下で、今後も安定した水道事業経営を維持・継続し、水道をご使用される皆さまへ将来にわたり安全・安心な水道水を供給するため、料金を改定いたします。

④ 料金改定の内容

1. 平均で23%の引き上げ

災害に強い水道を築いていくために施設の耐震化を進めることで、将来にわたり安全・安心な水道水を安定して皆様にお届けするために、水道料金を平均で23%引き上げとなります。

2. 口径別料金体系へ移行

現行の「用途別料金体系」から、より公平性が高い「口径別料金体系」へ移行いたします。なお、従量料金につきましては、一般家庭への負担を軽減するため、逓増制従量料金といたします。

《移行する理由》

メーターの口径が大きいほど一度に多くの水を使用することができることから、水道事業の設備投資や維持管理に必要な費用をメーターの口径に応じてご負担いただくためです。

3. 基本水量の廃止

現行では、用途別に基本水量が設定されていますが、基本水量に満たない使用者の不公平感を解消するため、基本水量を廃止いたします。

問い合わせ先

水道料金の改定に関する問い合わせはこちらにご連絡ください。

茨城県南水道企業団 業務課

茨城県龍ヶ崎市長山 1-5-2 TEL 0297-66-5132
業務時間 8:30~17:15 (土・日・祝日除く)

これからも県南水道を安心してお使いいただけるよう、37年ぶりの水道料金改定についてご理解をお願いいたします。